

事 調 第 6 1 1 号
令和7年(2025年)8月1日

一般社団法人 北海道農業建設協会会長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

北海道財務規則の一部改正について

このことについて、地方自治法施行令の改正に伴い北海道財務規則第162条の2(随意契約によることができる金額)が一部改正されましたのでお知らせします。

また、当該改正に伴い次の関係要綱等を改正し、当課HP上に掲載していますので、併せてお知らせします。

加えて、工事等に係る発注見通しや入札及び契約の状況等に関する事項の公表について、公表対象工事等の金額を変更しましたのでご留意願います。

記

1 施行日

令和7年5月30日

2 改正内容

随意契約によることができる金額の改正

3 関係要綱等

- ・「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」の一部改正について(令和7年6月24日付け建管第447号)
 - ・「維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の事務手続について」の一部改正について(令和7年6月24日付け建管第448号)
 - ・「工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱の制定について」の一部改正について(令和7年6月24日付け建管第452号)
- ※要綱等については、令和7年7月1日以後において行う公告その他の契約の申し込みの誘因に係る契約から適用となります。

4 その他

ホームページ(調整係(事業契約)のトップページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/jigyokeiyaku/zigyokeiyaku.html>

(主査(事業契約))